

内閣府、総務省、財務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第八号
経済産業省、国土交通省、環境省

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十八第二項の規定に基づき、生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準を次のように定め、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

令和三年七月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉

総務大臣 武田 良太

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 野上浩太郎

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

産業競争力強化法第二十一条の二十八第二項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準

産業競争力強化法（以下「法」という。）第二十一条の二十八第二項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同項に規定する主務大臣の確認を受けようとする認定事業適応事業者が、当該確認を受けたことがない者（連結親法人（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人をいう。）又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係（同項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下同じ。）がある連結子法人（同項第十号の五に規定する連結子法人をいう。）で、認定事業適応事業者であるもの（以下それぞれ「認定連結親法人」又は「認定連結子法人」という。）については、認定連結親法人又は認定連結子法人（以下「認定連結親法人等」という。）及び当該認定連結親法人等との間に連結完全支配関係がある他の認定連結親法人又は認定連結子法人が当該確認を受けたことがない者である場合における当該認定連結親法人等）又は当該確認を受けた情報技術事業適応に関する認定事業適応計画の変更に伴い改めて法第二十一条の二十八第二項

に規定する主務大臣の確認を受けようとする者であつて、その者が認定事業適応計画に従つて行う情報技術事業適応が、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、法及び産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）において使用する用語の例による。

一 当該認定事業適応計画に従つて行う事業の全部又は一部の変更（次号イからハまでに掲げるものに限る。）により、次に掲げるいずれかの目標を達成すること（複数の事業者が共同で事業適応計画の認定を受けた場合は、各認定事業適応事業者がそれぞれ次に掲げるいずれかの目標を達成すること。ただし、課税の特例の適用を受けようとする認定事業適応事業者の当該認定事業適応計画に従つて行う行為が、当該認定事業適応計画に係る情報技術事業適応の用に供する設備の取得又は製作及び当該設備の管理又は運用のみである場合は、当該認定事業適応事業者を除く。）が見込まれること。

イ 認定事業適応計画の実施期間の終了の日を含む事業年度（以下この号及び次号において「計画終了年度」という。）において、認定事業適応事業者の営業利益の額を総資産の額で除して得た値（以下このイにおいて「総資産利益率」という。）が、平成三十一年二月一日から令和二年一月三十一日ま

でに終了する事業年度（以下このイにおいて「起算年度」という。）の四事業年度前から起算年度までの間（以下このイにおいて「比較対象期間」という。）におけるその総資産利益率の平均値（比較対象期間に含まれる事業年度の期間が一年未満である場合には、当該事業年度における総資産利益率の値を一年当たりの額に換算した額を基礎として算出した平均値）を千分の十五以上上回ること。

ロ 計画終了年度における当該認定事業適応計画に係る商品又は役務の売上高の額を当該認定事業適応計画の開始の日の属する事業年度（以下このロにおいて「計画開始年度」という。）における当該商品又は役務の売上高の額で除して得た値が、一を上回り、かつ、計画開始年度の前事業年度（以下「基準年度」という。）における当該商品又は役務に係る業種の売上高の額を当該基準年度の四事業年度前の事業年度における当該売上高の額で除して得た値を百分の五以上上回ること。

二 当該認定事業適応計画に従って行う情報技術事業適応の内容が、次に掲げるいずれかの取組類型に該当すること（複数の事業者が共同で事業適応計画の認定を受けた場合は、各認定事業適応事業者が当該認定事業適応計画に従って行う情報技術事業適応の内容が、それぞれ次に掲げるいずれかの取組類型に該当すること。ただし、課税の特例の適用を受けようとする認定事業適応事業者の当該認定事業適応計

画に従って行う行為が、当該認定事業適応計画に係る情報技術事業適応の用に供する設備の取得又は製作及び当該設備の管理又は運用のみである場合は、当該認定事業適応事業者を除く。）が見込まれること。

イ 新商品の生産又は新たな役務の提供を行うものであって、当該新商品又は新たな役務の収益の額を当該認定事業適応計画に係る情報技術事業適応設備等（情報技術事業適応の用に供するために新設又は増設をするソフトウェア及び当該情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェア（その利用に係る費用で繰延資産となるものを支出するものに限る。以下このイ及び次号において「利用ソフトウェア」という。）並びにこれらのソフトウェアとともに当該情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品をいう。第四号において同じ。）のうち同号イからニまでに掲げる要件に該当するもの（次号において「対象情報技術事業適応設備等」という。）の額（利用ソフトウェアについては、その支出する費用の額）の合計額で除して得た値が計画終了年度において十以上となるものであること。

ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上を行うものであって、計画終了年度において

、当該商品に係る一単位当たり製造原価を基準年度における当該製造原価から千分の八十八以上低減させるものであること又はその情報技術事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を、基準年度における当該値から千分の八十八以上低減させるものであること。

ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入を行うものであって、計画終了年度において、当該商品若しくは役務の提供に係る一単位当たり販売費の額を基準年度における当該販売費の額から千分の八十八以上低減させるものであること又はその情報技術事業適応に係る事業分野の特性に応じて、当該商品若しくは役務の提供に係る販売費及び一般管理費若しくは当該商品若しくは役務の提供に係る売上原価の額をその売上高の額で除した値を、基準年度における当該値から千分の八十八以上低減させるものであること。

三 当該認定事業適応計画に係る対象情報技術事業適応設備等の取得等（対象情報技術事業適応設備等（利用ソフトウェアを除く。）の取得若しくは製作又は利用ソフトウェアに係る費用の支出をいう。以下この号において同じ。）に要する額の合計額（当該認定事業適応事業者が連結会社（連結財務諸表の用

語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第五号に規定する連結会社をいう。以下この号において同じ。）である場合は、これに、同一の連結の範囲に含まれる他の認定事業適応事業者で共同で事業適応計画の認定を受けたものの法第二十一条の二十八第二項の規定による主務大臣の確認に係る認定事業適応計画に係る対象情報技術事業適応設備等の取得等に要する額の合計額を加えて得た額。以下この号において「計画投資額」という。）が、当該認定事業適応事業者の基準年度の二事業年度前から基準年度までの間のその国内売上高の額（当該認定事業適応事業者が連結会社である場合は、その連結国内売上高の額）の平均値に千分の一を乗じて得た額（以下この号において「投資下限額」という。）以上であると見込まれること（複数の事業者が共同で事業適応計画の認定を受けた場合は、各認定事業適応事業者の計画投資額が、それぞれ当該各認定事業適応事業者の投資下限額以上であると見込まれること。）。

四 認定事業適応事業者が行う情報技術事業適応に係る情報技術事業適応設備等が、次のいずれにも該当するものであること。

イ クラウドシステム（事業適応の実施に関する指針（令和三年財務省・経済産業省告示第六号）第二

項第一号ニ②に規定するクラウドシステムをいう。ハ及びニにおいて同じ。ㄱの構築又は使用に必要なものであること。

ロ 主としてソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット附随サービス業に該当する事業の用に供するものでないこと。

ハ 機械及び装置並びに器具及び備品については、クラウドシステムにおいて利用するデータの全部若しくは一部の継続的かつ自動的な収集を行うもの又は当該データの分析を踏まえた生産、販売その他の事業活動に対する継続的な指示を受けるものであること。

ニ 繰延資産については、クラウドシステムの構築又は使用に係るものであること。

五 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十一条の規定に基づく認定を受けた者が行う情報技術事業適応であること。